

渋谷区では、落書き消去活動を行う方に 消去用具を支給、貸し出ししています！

自分でも消してみたい！
ボランティアで消してみたい！という方に！

対象・・・ボランティア活動者や管理者など

みんなで消そう！

支給可能な消去用具・・・落書き消去剤、ペンキなど

貸し出し可能な消去用具・・・ペンキ塗装用品、シール除去用のヘラなど

ご興味がある方はまず、
渋谷区役所 12 階「環境整備課きれいなまちづくり係」
まで、ご連絡ください！

TEL : 03-3463-3496 (平日 8:30 ~ 17:00)

スプレーを使用した落書きの被害を受けた場合、保険会社や補償内容にもよりますが、火災保険で補償を受けることができる場合があります。各保険会社にご相談ください。

